

地方自治特論 B

(市民自治論)

2017 年度秋学期

第 12 回 (資料)

2018. 1. 11 (木)

第 3 時限 (13:00~14:30)

於 3 号館 811 室

片木 淳

katagi@waseda.jp (◎は@)

小生の講義も、余すところあと 2 回になりました。

最終日 (1 月 25 日) 24 時までに、A4 で 5 枚以内のレポートを片木宛、メールで提出してください (第 1 回講義資料又は下記ホームページ参照)。

<http://www.f.waseda.jp/katagi/jititokuronB.html>

次回までに、

(討論資料)

高校生向け副教材『私たちが拓く日本の未来』(実践編、抜粋)

(最後に掲載) を読んで研究しておくこと。

1 「定住外国人の地方参政権」問題の経緯

- 1991年 1月 10日 在日韓国人の法的地位・待遇改善問題に関する覚書
地方自治体選挙権について大韓民国政府より要望
- 1993年 9月 9日 岸和田市議会（大阪府）「定住外国人に対する地方選挙への参政権
など人権保障の確立に関する要望」決議
- 1995年 2月 28日 最高裁判決、傍論で憲法上容認、「立法政策にかかる事柄」**
- 1998年 10月 16日 民主党と平和・改革、共同で「定住外国人に対する地方公共団体の
議会及び長の選挙権の付与に関する法律（案）」を衆院に提出
- 1998年 12月 8日 日本共産党、「永住外国人に対する地方公共団体の議員及び長の選
挙権及び被選挙権に関する法律（案）」を衆院に提出
- 1999年 1月 14日 自民・自由連立政権発足
10月 5日 自民・自由・公明連立政権発足（前日、永住外国人地方選挙権附
与について合意）
- 2003年 2月 19日 公明党、永住外国人地方参政権付与法案を衆院に単独で提出、そ
の後の国会で繰り返し、今日に至る。
- 2005年 6月 30日 韓国、永住外国人に地方選挙権を付与する法案可決、成立。**
- 2006年 5月 31日 韓国、統一地方選挙で永住外国人が初投票
- 2008年 2月 21日 小沢代表が李明博・韓国新大統領と会談。在日外国人の地方参政
権「努力」表明
- 2009年 8月 30日 衆議院選挙
「民主党は結党時の「基本政策」に『定住外国人の地方参政権な
どを早期に実現する』と掲げており、この方針は今後とも引き続
き維持していきます」（「民主党政策集 INDEX2009」「永住外国人
の地方選挙権」）
- 2010年 1月 21日 政府・民主党首脳会議、永住外国人に地方参政権（選挙権）を付
与する法案を政府提出法案（閣法）として通常国会に提出し、成
立を目指す方針を決定。
同日 全国都道府県議会議長会「永住外国人への地方参政権付与の法制
議論に対する特別決議」
4月 6日 全国知事会議 外国人の地方参政権付与問題について協議
- 2012年 5月 31日 民主党、永住外国人への地方選挙権の付与を国交のある国の「特
別永住者」とする方向で検討に入る（朝日新聞等）。
- 2013年 12月 16日 総選挙、自民党、選挙公約で外国人地方参政権導入に反対
- 2013年 3月 21日 衆院憲法審査会。自民党、維新の会、みんなの党と共に外国人参
政権を認めないことを表明

2 最高裁判決 (平成7年2月28日第三小法廷、抜粋)

- 「主権が『日本国民』に存するものとする憲法前文及び1条の規定に照らせば、憲法の国民主権の原理における国民とは、日本国民すなわち我が国の国籍を有する者を意味することは明らかである。そうとすれば、公務員を選定罷免する権利を保障した憲法15条1項の規定は、権利の性質上日本国民のみをその対象とし、右規定による権利の保障は、我が国に在留する外国人には及ばないものと解するのが相当である。」
- 「国民主権の原理及びこれに基づく憲法15条1項の規定の趣旨に鑑み、地方公共団体が我が国の統治機構の不可欠の要素を成すものであることをも併せ考えると、憲法93条2項にいう『住民』とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当であり、右規定は、我が国に在留する外国人に対して、地方公共団体の長、その議会の議員等の選挙の権利を保障したものということはできない。」
- 「このように、憲法93条2項は、我が国に在留する外国人に対して地方公共団体における選挙の権利を保障したものとはいえないが、憲法第8章の地方自治に関する規定は、民主主義社会における地方自治の重要性に鑑み、住民の日常生活に密接な関連を有する公共的事務は、その地方の住民の意思に基づきその区域の地方公共団体が処理するという政治形態を憲法上の制度として保障しようとする趣旨に出たものと解されるから、我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に密接な関係を持つに至ったと認められるものについて、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させるべく、法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではないと解するのが相当である。しかしながら、右のような措置を講ずるか否かは、専ら国の立法政策にかかる事柄であって、このような措置を講じないからといって違憲の問題を生ずるものではない。」

(参考) 日本国憲法

第15条1項 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

第93条2項 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

3 外国人登録者数の推移及び在留外国人数

3.1 国籍・地域別在留外国人数

国籍・地域	平成18年末 (2006)	平成19年末 (2007)	平成20年末 (2008)	平成21年末 (2009)	平成22年末 (2010)	平成23年末 (2011)	平成24年末 (2012)	平成25年末 (2013)	平成26年末 (2014)	平成27年末 (2015)	平成28年末 (2016)	構成比 (%)	対前年増減率 (%)
計	1,989,864	2,069,065	2,144,682	2,125,571	2,087,261	2,047,349	2,033,656	2,066,445	2,121,831	2,232,189	2,382,822	100.0	6.7
中 国	546,752	593,993	644,265	670,683	678,391	668,644	652,595	649,078	654,777	665,847	695,522	29.2	4.5
韓国・朝鮮	586,782	582,754	580,760	571,598	560,799	542,182	-	-	-	-	-	-	-
韓 国	-	-	-	-	-	-	489,431	481,249	465,477	457,772	453,096	19.0	-1.0
フ イ リ ピ ン	171,091	182,910	193,426	197,971	200,208	203,294	202,985	209,183	217,585	229,595	243,662	10.2	6.1
ベ ト ナ ム	31,527	36,131	40,524	40,493	41,354	44,444	52,367	72,256	99,865	146,956	199,990	8.4	36.1
ブ ラ ジ ル	308,703	313,771	309,448	264,649	228,702	209,265	190,609	181,317	175,410	173,437	180,923	7.6	4.3
ネ バ 一 ル	6,596	8,417	11,556	14,745	17,149	20,103	24,071	31,537	42,346	54,775	67,470	2.8	23.2
米 国	50,281	50,858	51,704	51,235	49,821	49,119	48,361	49,981	51,256	52,271	53,705	2.3	2.7
台 湾	-	-	-	-	-	-	22,775	33,324	40,197	48,723	52,768	2.2	8.3
ペ ル 一	53,655	55,487	56,050	54,607	52,385	51,471	49,255	48,598	47,978	47,721	47,740	2.0	0.0
タ イ	32,029	34,547	36,560	37,812	38,240	41,316	40,133	41,208	43,081	45,379	47,647	2.0	5.0
そ の 他	202,448	210,197	220,389	221,778	220,212	217,511	261,074	268,714	283,859	309,713	340,299	14.3	9.9

(参考) 外国人登録者数	2,084,919	2,152,973	2,217,426	2,186,121	2,134,151	2,078,508
-----------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

男 性	1,135,081	47.6	8.1
女 性	1,247,741	52.4	5.6
総 数	2,382,822	100.0	6.7

(参考)

○対象者

平成23年末の統計までは、当時の外国人登録者数のうち、現行の出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する「中長期在留者」に該当し得る在留資格をもって在留する者及び「特別永住者」の数である。

平成24年末の統計からは、「中長期在留者」及び「特別永住者」の数である。

○国籍・地域

在留カード又は特別永住者証明書(以下「在留カード等」という。)の国籍・地域欄の表記(注1及び注2)である。

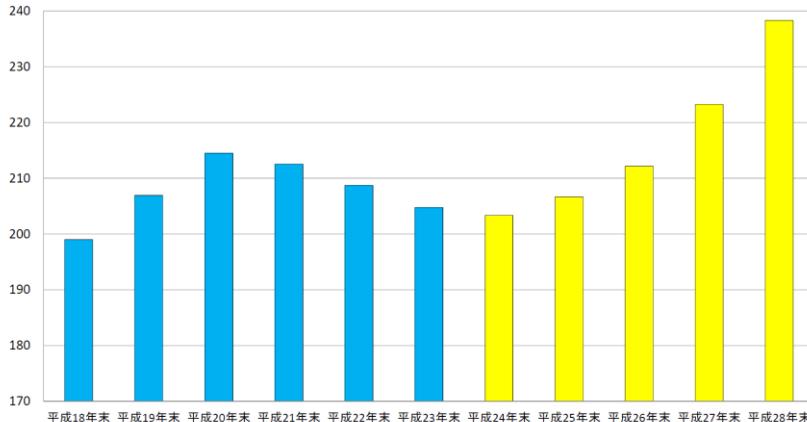
(注1)「韓国・朝鮮」

平成23年末の統計までは、外国人登録証明書の「国籍等」欄に「朝鮮」の表記がなされている者と「韓国」の表記がなされている韓国籍を有する者を合わせて「韓国・朝鮮」として計上していたが、平成24年末の統計からは、在留カード等の「国籍・地域」欄に「韓国」の表記がなされている者を「韓国」に、「朝鮮」の表記がなされている者を「朝鮮」に計上している。

(注2)「台湾」

台湾の権限ある機関が発行した旅券等を所持する者は、平成24年7月8日までは外国人登録証明書の「国籍等」欄に「中国」の表記がなされていたが、同年7月9日以降は、在留

3.2 外国人登録者数の推移及び在留外国人数(グラフ)

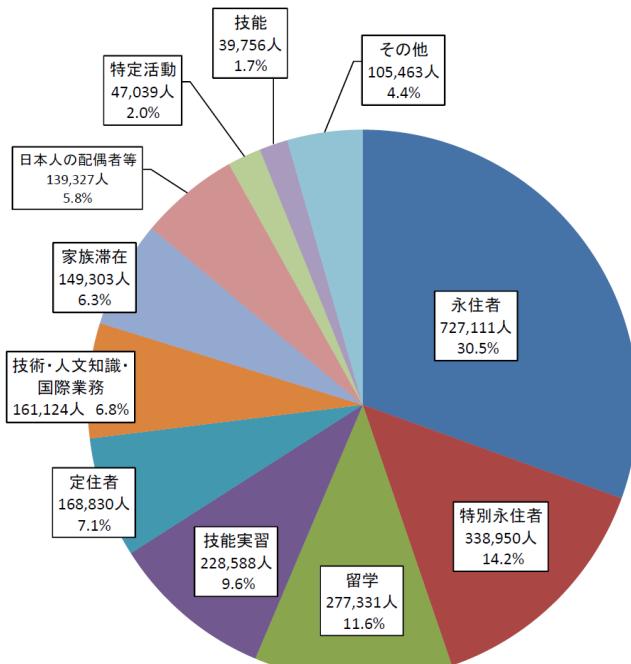


【以上、出典：法務省 HP「広報・報道・大臣会見 > プレスリリース > 平成 29 年のプレスリリース > 平成 28 年末現在における在留外国人数について（確定値）」（平成 29 年 3 月 17 日）】

3.3 在留資格等別在留外国人数の推移

在留資格	平成24年末 (2012)	平成25年末 (2013)	平成26年末 (2014)	平成27年末 (2015)	平成28年末 (2016)	構成比 (%)	対前年末 増減率 (%)
計	2,033,656	2,066,445	2,121,831	2,232,189	2,382,822	100.0	6.7
特別永住者	381,364	373,221	358,409	348,626	338,950	14.2	-2.8
中長期在留者	1,652,292	1,693,224	1,763,422	1,883,563	2,043,872	85.8	8.5
永住者	624,501	655,315	677,019	700,500	727,111	30.5	3.8
留学	180,919	193,073	214,525	246,679	277,331	11.6	12.4
技能実習	151,477	155,206	167,626	192,655	228,588	9.6	18.7
技能実習1号イ	4,121	3,683	4,371	4,815	4,943	0.2	2.7
技能実習1号ロ	59,160	57,997	73,145	87,070	97,642	4.1	12.1
技能実習2号イ	2,869	2,788	2,553	2,684	3,207	0.1	19.5
技能実習2号ロ	85,327	90,738	87,557	98,086	122,796	5.2	25.2
定住者	165,001	160,391	159,596	161,532	168,830	7.1	4.5
技術・人文知識・国際業務	111,994	115,357	122,794	137,706	161,124	6.8	17.0
家族滞在	120,693	122,155	125,992	133,589	149,303	6.3	11.8
日本人の配偶者等	162,332	151,156	145,312	140,349	139,327	5.8	-0.7
特定活動	20,159	22,673	28,001	37,175	47,039	2.0	26.5
技能	33,863	33,425	33,374	37,202	39,756	1.7	6.9
永住者の配偶者等	22,946	24,649	27,066	28,939	30,972	1.3	7.0
経営・管理	12,609	13,439	15,184	18,109	21,877	0.9	20.8
企業内転勤	14,867	15,218	15,378	15,465	15,772	0.7	2.0
教育	10,121	10,076	10,141	10,670	11,159	0.5	4.6
教授	7,787	7,735	7,565	7,651	7,463	0.3	-2.5
宗教	4,051	4,570	4,528	4,397	4,428	0.2	0.7
高度専門職				1,508	3,739	0.2	147.9
高度専門職1号イ				297	731	0.0	146.1
高度専門職1号ロ				1,144	2,813	0.1	145.9
高度専門職1号ハ				51	132	0.0	158.8
高度専門職2号				16	63	0.0	293.8
文化活動	2,320	2,379	2,614	2,582	2,704	0.1	4.7
興行	1,646	1,662	1,967	1,869	2,187	0.1	17.0
研究	1,970	1,910	1,841	1,644	1,609	0.1	-2.1
研修	1,804	1,501	1,427	1,521	1,379	0.1	-9.3
医療	412	534	695	1,015	1,342	0.1	32.2
芸術	438	432	409	433	438	0.0	1.2
報道	223	219	225	231	246	0.0	6.5
法律・会計業務	159	149	143	142	148	0.0	4.2

(注) 平成27年4月1日の改正出入国管理及び難民認定法の施行に伴い、「在留資格「投資・経営」」へ改正され、「技術」及び「人文知識・国際業務」は「技術・人文知識・国際業務」へ一本化され、「高度専門職1号イ、ロ、ハ」及び「高度専門職2号」が新設されている。



【以上、出典：法務省 HP「広報・報道・大臣会見 > プレスリリース > 平成 29 年のプレスリリース > 平成 28 年末現在における在留外国人数について（確定値）」（平成 29 年 3 月 17 日）】

3.4 都道府県別在留外国人数の推移

都道府県	平成24年末 (2012)	平成25年末 (2013)	対前年末 増減率 (%)	平成26年末 (2014)	対前年末 増減率 (%)	平成27年末 (2015)	対前年末 増減率 (%)	平成28年末 (2016)	構成比 (%)	対前年末 増減率 (%)
総 数	2,033,656	2,066,445	1.6	2,121,831	2.7	2,232,189	5.2	2,382,822	100.0	6.7
東京都	393,585	407,067	3.4	430,658	5.8	462,732	7.4	500,874	21.0	8.2
愛知県	195,970	197,808	0.9	200,673	1.4	209,351	4.3	224,424	9.4	7.2
大阪府	203,288	203,921	0.3	204,347	0.2	210,148	2.8	217,656	9.1	3.6
神奈川県	162,142	165,573	2.1	171,258	3.4	180,069	5.1	191,741	8.0	6.5
埼玉県	117,845	123,294	4.6	130,092	5.5	139,656	7.4	152,486	6.4	9.2
千葉県	105,523	108,848	3.2	113,811	4.6	122,479	7.6	133,071	5.6	8.6
兵庫県	97,164	96,541	-0.6	96,530	-0.0	98,625	2.2	101,562	4.3	3.0
静岡県	77,353	75,467	-2.4	75,115	-0.5	76,081	1.3	79,836	3.4	4.9
福岡県	53,356	56,437	5.8	57,696	2.2	60,417	4.7	64,998	2.7	7.6
茨城県	50,562	51,107	1.1	52,009	1.8	54,095	4.0	58,182	2.4	7.6
京都府	52,096	52,266	0.3	52,213	-0.1	53,575	2.6	55,111	2.3	2.9
群馬県	41,181	42,171	2.4	43,978	4.3	46,401	5.5	50,220	2.1	8.2
岐阜県	45,878	45,105	-1.7	45,024	-0.2	45,923	2.0	48,465	2.0	5.5
広島県	38,545	38,736	0.5	39,842	2.9	42,899	7.7	46,047	1.9	7.3
三重県	42,879	42,945	0.2	42,897	-0.1	43,031	0.3	44,913	1.9	4.4
栃木県	30,087	30,727	2.1	32,178	4.7	34,402	6.9	36,654	1.5	6.5
長野県	31,788	31,003	-2.5	30,748	-0.8	31,453	2.3	32,483	1.4	3.3
北海道	22,027	22,629	2.7	23,534	4.0	25,692	9.2	28,869	1.2	12.4
滋賀県	24,809	24,712	-0.4	24,295	-1.7	24,617	1.3	25,838	1.1	5.0
岡山県	20,968	20,958	-0.0	21,270	1.5	22,439	5.5	24,146	1.0	7.6
宮城県	14,214	15,247	7.3	16,274	6.7	17,708	8.8	19,314	0.8	9.1
富山県	13,646	13,361	-2.1	13,345	-0.1	13,972	4.7	15,052	0.6	7.7
山梨県	14,388	13,996	-2.7	13,990	-0.0	14,228	1.7	14,920	0.6	4.9
山口県	13,495	13,387	-0.8	13,219	-1.3	13,875	5.0	14,743	0.6	6.3
新潟県	13,134	13,256	0.9	13,475	1.7	14,064	4.4	14,731	0.6	4.7
沖縄県	9,404	10,198	8.4	11,229	10.1	12,925	15.1	14,285	0.6	10.5
福井県	12,202	11,689	-4.2	11,719	0.3	12,307	5.0	12,607	0.5	2.4
石川県	10,839	10,773	-0.6	10,978	1.9	11,542	5.1	12,537	0.5	8.6
福島県	9,259	9,726	5.0	10,249	5.4	11,052	7.8	12,068	0.5	9.2
長崎県	7,289	7,995	9.7	8,295	3.8	10,979	32.4	11,735	0.5	6.9
熊本県	9,110	9,693	6.4	10,079	4.0	10,767	6.8	11,662	0.5	8.3
奈良県	11,137	11,164	0.2	11,081	-0.7	11,085	0.0	11,421	0.5	3.0
大分県	9,908	9,862	-0.5	10,234	3.8	10,573	3.3	11,149	0.5	5.4
愛媛県	8,905	8,834	-0.8	9,290	5.2	10,279	10.6	11,020	0.5	7.2
香川県	8,277	8,510	2.8	8,946	5.1	9,785	9.4	10,723	0.5	9.6
鹿児島県	6,317	6,443	2.0	6,733	4.5	7,222	7.3	7,954	0.3	10.1
島根県	5,486	5,530	0.8	5,988	8.3	6,600	10.2	7,120	0.3	7.9
山形県	6,214	6,182	-0.5	6,131	-0.8	6,160	0.5	6,378	0.3	3.5
岩手県	5,372	5,505	2.5	5,697	3.5	5,902	3.6	6,275	0.3	6.3
和歌山县	5,791	5,923	2.3	5,934	0.2	6,069	2.3	6,233	0.3	2.7
徳島県	4,981	5,002	0.4	4,992	-0.2	5,012	0.4	5,476	0.2	9.3
佐賀県	4,360	4,387	0.6	4,401	0.3	4,605	4.6	5,203	0.2	13.0
宮崎県	4,125	4,262	3.3	4,414	3.6	4,616	4.6	5,100	0.2	10.5
青森県	3,930	3,975	1.1	4,041	1.7	4,245	5.0	4,568	0.2	7.6
鳥取県	3,947	3,906	-1.0	3,849	-1.5	3,965	3.0	4,156	0.2	4.8
高知県	3,380	3,428	1.4	3,565	4.0	3,728	4.6	3,997	0.2	7.2
秋田県	3,702	3,714	0.3	3,622	-2.5	3,616	-0.2	3,695	0.2	2.2
未定・不詳	3,798	3,182	-16.2	1,893	-40.5	1,223	-35.4	1,124	0.0	-8.1

【以上、出典：法務省 HP「広報・報道・大臣会見 > プレスリリース > 平成 29 年のプレスリリース > 平成 28 年末現在における在留外国人数について（確定値）」（平成 29 年 3 月 17 日）】

3.5 永住者と定住者

■永住者とは

出入国管理及び難民認定法 別表第二

永住者	法務大臣が永住を認める者
-----	--------------

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号による別表第2に規定する「永住者」をいい、永住許可を受けるにあたり、「永住許可に関するガイドライン」が定められています。

なお、永住者は在留期間が無制限で、出入国管理及び難民認定法の定める職業に就く限り制限はありません。また、在留資格更新のための手続きなどは必要ありません。昭和20年の敗戦以前から日本に住み、昭和27年サンフランシスコ講和条約により日本国籍を離脱した後も日本に在留している台湾、朝鮮半島出身者とその子孫は、永住資格を認められている特別永住者となっています。

■基本的要件

以下の条件を満たしたうえで、個別の在留状況や事情を総合的に勘案し可否が決定されます。

- (1) 素行が善良であること
 - (2) 独立の生計を営むに足りる資産または技能を有すること
 - (3) その者の永住が日本国の利益に合致すること
- 以上の3点が基本的な要件ですが、日本人・永住許可者・特別永住者の配偶者・子については(1)と(2)の要件は不要となります。

なお、永住申請を行うには、以下の条件を満たしていることを要します。

- (1) おおむね10年以上継続して、日本に在留していること
(日本人の配偶者等や状況によって必要期間が緩和されることがある。)
- (2) 現在の在留資格の最長の在留期間を取得していること（例：技能→3年）

◎永住者と定住者の違い

	永住者	定住者
在留期間	無期限	3年又は1年
資格取得後の更新	不要	必要
就労活動の制限	なし	なし
再入国許可	必要	必要
退去強制	対象となる	対象となる
外国人登録	必要	必要
参政権	なし	なし

■定住者とは

出入国管理及び難民認定法 別表第二

定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者
-----	-----------------------------------

「定住者」は、(1)告示で定められているもののほか、(2)法務大臣が個々の外国人について特別な理由を考慮して居住を認めるもので、申請には人道上の理由やその他特別な理由があることが必要です。

この在留資格を持つ外国人は、在留活動上の制限はありませんので、公序良俗に反する仕事以外などのような職業にも就くことができますが、「永住者」とは違い在留期間が決められていますので、在留期間の更新手続きが必要です。

※定住者の在留資格には、他にも難民認定を受けた外国人なども対象となります。

■参考例

(1) 定住者告示に該当する者

日系人やその配偶者、「定住者」の実子、日本人や永住者の配偶者の実子（いわゆる連れ子）、日本人や永住者・「定住者」の6歳未満の養子、中国残留邦人やその親族などがあります。

(2) 定住者告示に該当しない者

日本人や永住者と離婚または死別後、引き続き在留を希望する者や日本人との間の実子を扶養する者などがあります。

【出典：松戸市 HP 資料】

3.6 新しい在留管理制度（平成 24 年 7 月 9 日施行）

「

Q 新しい在留管理制度はどういう制度なの？

新しい在留管理制度は、外国人の適正な在留の確保に資するため、法務大臣が、我が国に在留資格をもって中長期間在留する外国人を対象として、その在留状況を継続的に把握する制度です。

この制度の対象者には、氏名等の基本的身分事項や在留資格、在留期間が記載され、顔写真が貼付された在留カードが交付されます。

また、この制度の導入により在留状況をこれまで以上に正確に把握できるようになりますので、在留期間の上限をこれまでの3年から最長5年とすることや、出国の日から1年以内に再入国する場合の再入国許可手続を原則として不要とするみなし再入国許可制度の導入など適法に在留する外国人の方々に対する利便性を向上する措置も可能になります。

なお、新しい在留管理制度の導入に伴って外国人登録制度は廃止されることになります。

Q 「新しい在留管理制度」の対象となる人たちは？

新しい在留管理制度の対象となるのは、入管法上の在留資格をもって我が国に中長期間在留する外国人（以下「中長期在留者」といいます。）で、具体的には次の①～⑥のいずれにもあてはまらない人です。

- ① 「3月」以下の在留期間が決定された人
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- ④ ①から③の外国人に準じるものとして法務省令で定める人（注1）
- ⑤ 特別永住者
- ⑥ 在留資格を有しない人（注2）

この制度の対象となる中長期在留者は、例えば、日本人と結婚している方や日系の方（在留資格が「日本人の配偶者等」や「定住者」）、企業等にお勤めの方（在留資格が「技術」や「人文知識・国際業務」など）、技能実習生、留学生や永住者の方であり、観光目的で我が国に短期間滞在する方は対象となりません。

（注1）（注2） 省略

」

【出典：法務省入国管理局 HP 「新しい在留管理制度がスタート！」】

4 諸外国の状況

【EU諸国】

○認めている △条件的付与 ×認めていない

国名	国政レベル		地方レベル		備考
	選挙権	被選挙権	選挙権	被選挙権	
スウェーデン	×	×	○	○	3年以上の合法的在住
デンマーク	×	×	○	○	3年以上の合法的在住
フィンランド	×	×	○	○	2年以上の居住
オランダ	×	×	○	○	5年以上の居住
スペイン	×	×	△	△	相互主義の原則に基づく
ポルトガル	×	×	○	△	EU諸国民のみ
フランス	×	×	△	△	EU諸国民のみ
ドイツ	×	×	△	△	EU諸国民のみ
イタリア	×	×	△	△	EU諸国民のみ
ギリシャ	×	×	△	△	EU諸国民のみ
ベルギー	×	×	△	△	EU諸国民のみ
ルクセンブルク	×	×	△	△	EU諸国民のみ
オーストリア	×	×	△	△	EU諸国民のみ(選挙権は6年以上、被選挙権は12年以上の居住)
アイルランド	△	×	○	○	国政はイギリス国民のみ
イギリス	△	△	△	△	英連邦国民、アイルランド国民のみ

【EU以外の主な国】

○認めている △条件的付与 ×認めていない

国名	国政レベル		地方レベル		備考
	選挙権	被選挙権	選挙権	被選挙権	
ノルウェー	×	×	○	○	3年以上の合法的在住

オーストラリア	△	△	△	△	英連邦国民のみ
ニュージーランド	×	△	○	△	選挙権は1年以上の居住、被選挙権は英連邦国民、アイルランド国民のみ
カナダ	×	×	△	△	1部の州で英連邦国民のみ
アイスランド	×	×	△	△	北欧諸国民を対象に3年以上の定住
スイス	×	×	△	△	1部の州のみ
アメリカ	×	×	△	△	かつて州により外国人に参政権を付与
インド	△	△	△	△	パキスタンからの移住者に公民権保障(憲法)
フィリピン	×	×	×	×	
中国	×	×	×	×	
北朝鮮	×	×	×	×	
韓国	×	×	○	×	
日本	×	×	×	×	

(以上の表は、HP資料、安保克也『外国人の参政権－地方参政権の場合－』（2001年、『法政論叢 第38巻第1号』）より作成)

ただし、韓国については、平成17年6月30日、永住権を取得してから3年以上滞在する外国人に地方選挙権を付与する法案可決、成立（加筆）。

*自治体国際化協会「大韓民国の2006年統一地方選挙」(CLAIR REPORT No.311)

「第2章 第1節 選挙制度の改正

今回選挙権が付与された外国人数は6,726人であり、中央選挙管理委員会の事前調査によると、調査対象6,438人のうち、華僑が94.9%、日本人が3.5%と大部分を占め、アメリカ人は20人、英国人は10人であった。しかし投票権付与基準が永住権取得の後3年居住した者であり、永住権を与える基準も年間所得6,500万ウォン以上などの制限がある。韓国在住の外国人は約23万8,000人とされており、大多数の外国人は選挙権を得ることができず選挙権付与の限界を現しているという指摘があった。」

(2010年6月2日の韓国統一地方選挙で投票権を持つ外国人は2006年に比べ11,680人に倍増。)

5 帰化

5.1 帰化とは

帰化とは、その国の国籍を有しない者（外国人）からの国籍の取得を希望する旨の意思表示に対して、国家が許可を与えることによって、その国の国籍を与える制度。日本では、帰化の許可は、法務大臣の権限（国籍法第4条）。

5.2 帰化の条件

帰化の一般的な条件には、次のようなものがある（国籍法第5条）。

また、これらの条件を満たしていたとしても、必ず帰化が許可されるとは限らない。これらは、日本に帰化するための最低限の条件。

1 住所条件（国籍法第5条第1項第1号）

帰化の申請をする時まで、引き続き5年以上日本に住んでいることが必要。なお、住所は、適法なものでなければならぬので、正当な在留資格を有していなければならぬ。

2 能力条件（国籍法第5条第1項第2号）

年齢が20歳以上であって、かつ、本国の法律によつても成人の年齢に達していることが必要。

3 素行条件（国籍法第5条第1項第3号）

素行が善良であることが必要。素行が善良であるかどうかは、犯罪歴の有無や態様、納税状況や社会への迷惑の有無等を総合的に考慮して、通常人を基準として、社会通念によって判断される。

4 生計条件（国籍法第5条第1項第4号）

生活に困るようなことがなく、日本で暮らしていくことが必要。この条件は生計を一つにする親族単位で判断されるので、申請者自身に収入がなくても、配偶者やその他の親族の資産又は技能によって安定した生活を送ることができれば、この条件を満たすこととなる。

5 重国籍防止条件（国籍法第5条第1項第5号）

帰化しようとする方は、無国籍であるか、原則として帰化によってそれまでの国籍を喪失することが必要。なお、例外として、本人の意思によってその国の国籍を喪失することができない場合については、この条件を備えていなくても帰化が許可になる場合がある（国籍法第5条第2項）。

6 憲法遵守条件（国籍法第5条第1項第6号）

日本の政府を暴力で破壊することを企てたり、主張するような者、あるいはそのような団体を結成したり、加入しているような者は帰化が許可されない。

なお、日本と特別な関係を有する外国人（日本で生まれた者、日本人の配偶者、日本人の子、かつて日本人であった者等で、一定の者）については、上記の帰化の条件を一部緩和（国籍法第6条から第8条まで）。

（以上、法務省ホームページ「民事局」、「国籍」による。）

6 川崎市多文化共生社会推進指針

川崎市多文化共生社会推進指針

＜基本目標：多文化共生社会の実現＞

国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現をめざします。

＜基本理念＞

① 人権の尊重

人権に関する国際原則等を踏まえ、異なる文化的背景をもつ市民が差別や人権侵害を受けることがないよう、外国人市民に関する施策等の推進に努めます。

② 社会参加の促進

外国人市民が、個人として本来もっている豊かな能力を發揮して、市民として様々な活動に主体的に参加し、共にまちづくりを担うことができるよう、地域社会への参加の促進に努めます。

③ 自立に向けた支援

日本語の理解力や文化の違いなどにより生活に支障をきたしている外国人市民が、文化的アイデンティティを保持しながら主体的に地域社会に関わることができるように、自立に向けた支援に努めます。

＜施策推進の基本方向＞

1 行政サービスの充実

- (1) 行政サービスの提供
- (2) 情報提供・相談窓口
- (3) 年金制度
- (4) 保健・医療
- (5) 福祉
- (6) 住宅
- (7) 防災

2 多文化共生教育の推進

- (1) 就学の保障と学習支援
- (2) 違いを認め合う教育
- (3) 地域における学習支援
- (4) 家庭へのサポート

3 社会参加の促進

- (1) 市政参加
- (2) 地域における外国人市民グループ等の活動

4 共生社会の形成

- (1) 市民への意識啓発
- (2) 市職員等の意識改革
- (3) 市職員の採用
- (4) 事業者への啓発
- (5) 国際交流センターの活用

5 施策の推進体制の整備

- (1) 行政組織の充実
- (2) 関係機関・ボランティア団体等との連携
- (3) 国等への働きかけ

(同市、平成20年3月「多文化共生社会推進指針－共に生きる地域社会をめざして－」
<改訂版>より抜粋)

7 最近の動き

7.1 神奈川新聞記事「住民投票条例が成立／川崎市」（平成 20 年 6 月 19 日）

「全国初の「常設・選挙同日実施型」となる川崎市住民投票条例案が十九日、市議会第二回定例会の本会議で賛成多数で修正可決した。「常設型」は県内では、逗子市、大和市に次いで三番目、全国の政令市では広島市に次ぐ二番目の導入。原則同日実施をうたった常設型は他に例がないという。

投票資格は十八歳以上の市民、永住者、特別永住者と日本在留三年以上の外国人。
市民生活に重大な影響を与える事項について住民、市議会、市長の三者のいずれも発議できる。

住民発議の場合は市長の審査を経て有資格者総数の十分の一の署名（約十一万人）を集めて請求。六十日間の名簿照合、縦覧などを経て、市長が市議会に協議を求め、市議会の三分の二以上が反対する場合を除いて、直近の選挙に合わせ告示・投票を行う。投票率など成立要件は設けず、結果については「尊重する」としている。

修正は付則部分に「施行後適当な時期に法制度の動向、住民投票の実施状況などを勘案し必要な措置を講ずる」の条項を追加したもので「将来の修正」の余地を残した。

阿部市長は「施行は早ければ年明け、遅くとも新年度初め」とした上で、「間接民主主義を直接民主主義で補完させる画期的な条例。上手に活用していただき、今後も住民参加で修正も検討してもらえば」と話した。」

【出典：平成 20 年 6 月 19 日付け神奈川新聞記事】

7.2 永住外国人への地方参政権付与の法制化議論に対する特別決議（全国都道府県議会議長会、平成 22 年 1 月 21 日）

「今通常国会において、永住外国人への地方参政権の付与について法制化を図るという動きがみられている。

永住外国人への地方参政権の付与は、民主主義の根幹に係る問題であるとともに、取り分け地方自治のあり方に重大な影響を及ぼす問題である。

このため、永住外国人への地方参政権の付与については、国会において拙速に法案提出や審議されるべき案件ではなく、当然のこととして、地方の意見が重視されるべきものである。

よって、今後、永住外国人への地方参政権の付与について具体的な議論を始める場合には、国民の幅広い議論を喚起しつつ、地方の意見を十分に聞くよう強く求める。

以上、決議する。

平成 22 年 1 月 21 日

全国都道府県議会議長会

」

【出典：全国都道府県議会議長会 HP】

8 各党のマニフェスト・選挙公約等

8.1 自由民主党

353 国のかたちを壊す「外国人地方参政権」導入に反対

永住外国人への地方参政権の付与は、国民主権・民主主義の根幹に関わる重大な問題です。憲法上、地方選挙を含めて選挙権が保障されているのは「日本国民」であることから、最高裁判所判例でも永住外国人に対して地方選挙の選挙権を付与する法案は憲法違反であるとされています。わが党は外国人地方参政権導入に反対します。

【出典：自由民主党 HP「政策 > 政策パンフレット」「J-ファイル 2013 総合政策集 PDF ファイル」。下線は片木】

8.2 民主党

選挙制度

国民の声をよりよく政治に反映するため、一票の格差の是正を徹底するとともに、選挙制度を不斷に見直す。政治に参加する機会を拡大するため、選挙権・被選挙権年齢の引き下げ、在外投票制度、定住外国人の地方参政権などを早期に実現する。

【出典：民主党 HP「民主党基本情報 > 1998 年基本政策」。下線は片木】

8.3 公明党

永住外国人の地方選挙権

永住外国人への地方選挙権の付与を実現します。

【出典：公明党 HP「Manifesto2013 | 参院選重点政策」「公明党政策集 Policy 2013」。下線は片木】

8.4 日本共産党

永住外国人（特別永住資格を含む）に地方参政権を保障する立法の実現に全力をつくします。地方自治体の運営は、本来、すべての住民の参加によってすすめるのが憲法の保障する地方自治の根本精神です。永住外国人を地方自治の担い手としてむかえ、日本国民と等しく参加する政治を実現することは、わが国の民主主義の成熟と発展につながります。

【出典：日本共産党 HP「2013 年参院選挙政策」「各分野政策」。下線は片木。なお、「2017 年総選挙政策」を参照。】

(次回討論資料)

高校生向け副教材『私たちが拓く日本の未来』(実践編、抜粋)

実践編

第1章 学習活動を通じて考えたいこと

1 国家・社会の形成者とは？

私たちが生きる21世紀の日本は、世界に類を見ない平和で民主的な社会を築き上げた一方で、近年の社会変化に伴って、様々な公共的課題を生じさせています。こうした課題は、早急の解決を必要とする一方で、いずれも正解が一つに定まらないため、解決することは決して容易ではありません。我が国は、選挙で選ばれた議員が議会で法令・条例や予算など政治について議論し、決定するという間接民主主義をとっています。国民や住民の持つ様々な見方や考え方を考慮しつつ、その意見を反映した審議や決定が行われるよう、21世紀に生きる私たち一人一人が政治に参加していくための教養を身に付け、投票、請願などの直接的な働きかけ、ひいては自ら立候補することなど積極的に政治に参加していくことが求められています。

今後の日本社会は、公共的課題の解決に向けて多様な価値観をもつ他者と議論しつつ協働する国家・社会の形成者、すなわち「民主主義の担い手」を要請しているのです。

2 国家・社会の形成者として求められる力

国家・社会の形成者として求められる力は、次のようなものです。こうした力は、変化の速い21世紀社会において活用できる汎用的な力でもあります。

○ 論理的思考力（とりわけ根拠をもって主張し他者を説得する力）

自分の意見を述べる際には根拠をもって説明することが重要であることを理解するとともに、異なる立場の意見がどのような根拠に基づいて主張されているかを検討し、議論を交わす力。

○ 現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力

現実の社会においては様々な立場やいろいろな考え方があることについて理解し、それらの争点を知った上で現実社会の諸課題について公正に判断する力。

○ 現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決（合意形成・意思決定）する力

お互いに自分の考え方を出し合い、他者の考え方や価値観を受け入れたり意見を交換したりしながら、問題の解決に協働して取り組む力。

○ 公的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度

大きな社会変化を迎える中で、日本人としての自覚をもって国際社会で主体的に生きること、持続可能な社会の実現を目指すなど、公的な事柄に自ら参画していこうとする力。

3 学習方法

教員の板書や教科書の内容を追うだけではなく、グループディスカッションや学習内容の発表を取り入れるなど、生徒が主体になって他者と協働する能動的な学び、いわゆるアクティブ・ラーニング（AL）型の授業が世界中で注目を集めています。

この実践編では、次のような3つの学習方法も活用しながら、学習に取り組んでもらいたいと考えます。

- 正解が一つに定まらない問い合わせに取り組む学び
- 学習したことを活用して解決策を考える学び
- 他者との対話や議論により、考えを深めていく学び

4 学習活動

この実践編では、「国家・社会の形成者として求められる力」を身に付けることをねらいとする学習活動を紹介しています。まず、現実社会の諸課題を調べ、自分の考えや意見を出し合い、話し合いを通じて意見を深めていくために欠かせない「話し合い、討論の手法」を紹介しています。「模擬選挙（2）」（p.62～）と「模擬請願」（p.72～）では、有権者等の立場として政治に参加する学習を行います。「模擬選挙（1）」（p.52～）では、有権者等と立候補者の両方の立場として、「模擬議会」（p.78～）では、政策立案者（議員）の立場として政治に参加する学習を行います。

1 民主政治と話合い

民主政治は、討論によって、物事を決める政治であり、話合いの政治です。また、健全な民主主義社会とは、身近な地域社会の小さな討論に始まり、いろいろな段階において討論が行われ、話合いがもたらされた上で、問題の解決、決定が図られる社会です。

民主政治では、あるテーマについて、人々に十分な討論の機会を与えて徹底的に話し合い、意見をまとめて最善と思われる結論を出します。全員の意見が一致すればよいのですが、政治の問題は国民生活に極めて密接に関係しているので、様々な意見が対立することが多く、最終的には多数決で合意を形成するのが一般的です。

合意が形成された後は、全員がその決定に従うことが多数決の原理です。ただし、多数決が有効に生かされるためには、多様な意見が出し尽くされ、少数派の意見や根拠を明らかにして、多数派のそれと比較検討することが必要です。少数意見が正しいものであれば、できるだけ吸収するというものでなければなりません。納得することで実効性も高まります。

2 話合いの基本

話合いの基本は、「テーマに沿って話すこと」「みんなが平等な関係で自由に話し合うこと」です。なにより、自由に話し合える雰囲気を作ることが大切です。声の大きい人の意見で議論が左右されるようでは参加意欲が低くなり、合意形成に必要な考え方の変化をもたらす意見のぶつかり合いが生まれません。

そのために、他者の意見をよく聞く、肯定的に聞く、自分の意見を正しく受け止めてもらうように簡潔に分かりやすく話す、一回の発言で言いたいことは一つだけにする、意見の理由と根拠を言う、人の意見を聴いて自分の意見が変わってもよい、などのルールを設けます。また、人を傷つけない発言を心がけましょう。

なお、下記のような点に留意すると話合いがより活発にできるようになります。

① ルールは自分たちで決める

参加者が自分たちでルールを決めると、話合いに意欲的に参加するようになります。また、グループで話し合うと、広い視点でルールを決めることができます。みんなで考えたルールですから意識的に守られ、その後の話合いもスムーズになります。

② 場作り

机の配置なども意識します。コの字型、ロの字型、円卓、島型等、いろいろあります。人数や会議の内容に応じてセッティングすると話合いが効果的に進みます。

話合いに慣れないうちは、発言者に目印になるようなもの（トーキングスティック）を持たせてもいいかもしれません。その人に注目させるアイテムです。

③ 事前学習

テーマに関する知識がなければ話合いは深まりません。知識の内容や量に違いがありすぎると、豊富な人がその知識だけで話合いをリードしてしまいます。講義型による体系的な知識の提供や、個人学習、フィールドワークなどの事前学習を行うのが前提です。

- テーマに関する様々な見方があること、課題が何かを認識します。
- テーマと参加者自身の生活や関心との結び付きを考えます。
- 問いに対する賛成か反対かの意見、それぞれの理由と根拠、対案などを考えます。

3 話合いを深める方法

「さあ話し合おう」「積極的にアイデア、意見を出そう」と言ってもなかなか出てきませんが、手助けしてくれる手法があります。

① ブレインストーミング

ブレイン（脳）で問題にストーム（殺到する）という意味合いで、だいたい10人以下のグループで行い、特定のテーマをめぐって既成概念にとらわれずに自由に意見を出し合い、問題を創造的に解決するための発想法です。グループの一体感が強くなる効果もあります。下記のようなルールがあります。

自由な発想

どんなに変な思いつきだと感じても、思いついたままを率直に出すことが大切です。

質より量

何でもいいから、次々と思いついたことを出すことが大切です。理屈抜きでたくさん出しましょう。

批判厳禁

他の人の思いつきに対しても、良し悪し、可能・不可能という批判的な発言は一切しないでください。

連想

他の人の思いつきでも、遠慮することなく、それを基にして自分の思いつきを発展させて出すことが大切です。

(以下、省略)

【出典：総務省HP「選挙・政治資金 > 選挙 > ニュース一覧 < 投票制度・選挙制度・啓発その他 > > 選挙権年齢の引下げについて > 高校生向け副教材「私たちが拓く日本の未来」について」（平成27年9月）】